



## 労働法制に従った勤務体制の実現を!

### やっつと「県下一斉定時退校日」

### ・年休取得促進」を県が設定

#### 校長会議での連絡

9月12日(水)に開かれた知多市の校長会議では、今までにない画期的なことが話し合われました。「全国労働安全衛生週間」が10月1日から7日まで行われることが紹介されたのです。また、見出しにあるように年次休暇を9月から11月の間に「年休を去年より+1日」適宜とるように、11月21日(水)は県下一斉ノ一残業デー(定時退校日)を高等学校だけでなく、中学校、小学校でも実施するということが市内崇高で伝えられました。職員に直接関わる重要な内容なので、中には文書で確実に伝えたいところもあります。

#### 小中人事グループが、運動の趣旨を改変!

8月20日に愛知県の産業労働課から出されたものが、県教委教職員課の小中人事グループから県立高校の例を参考に取組むよう各市区教委に送信されました。ところが、総務課から出された見出しは、『愛知県内一斉ノ一残業デー運動』及び『有給休暇取得プラス運動』について『だっただに、教職員課県立学校人事グループは「年次休暇取得促進等について」と改変して発出しています。さらに小中人事グループは、県立学校への「通知を参考にしてください」となっています。愛教労が理由を聞くと、「本文中には二つのことについているからいい」「学校になじまない表現があった」という回答でした。県下一斉のワークライフバランス改善の取り組みに、消極的な対応をしているのがわかります。

10月に再通知される大村知事

#### 署名つきのパンフレットには、あいちワ

ークライフバランス推進協議会の創設や11月21日に「愛知県内一斉ノ一残業デー運動」を行うこと、及び9月から11月の間に前年同期間より1日多い有給休暇取得促進の「有給休暇取得プラス運動」を実施することが書かれています。公共的な職場だけでなく広く県内の企業にも呼びかけています。

#### 県立学校に準じた労務管理を

また、知多半島の中には、一部違法状態のところを除き、多くの小中学校では出退勤簿を毎月提出することになっていきます。しかし、中には毎月末に適当に書く人や、書かないで未提出の人もいます。

高等学校では、出退勤簿と割り振り簿が同一シートであり、超過勤務の割り振りがなされやすくなっています。割り振り項目も多岐にわたって認められます。ほとんどの学校で月1回以上の定時退校日が設けられます。法的には年休の消化日数を自治体が調査して公表することになっていきます。県教委の目標は平成26年度に平均14日で、県立学校では平成22年度で年次休暇の平均取得日数が13.27日となっています。

これらは法に従って作られた労働安全衛生委員会がしっかり機能しているために実現されてきました。

#### 特定事業主行動計画の実現を

小中学校に若い教員の方が多く採用されるようになりました。しかし、長時間勤務によって結婚や子育てに難しさを感じている方も多いことでしょう。地方公共団体では、平成17年度から職員の子どもたちの健やかな育

成のための「特定事業主行動計画」を作成することになりました。その中で、前述の年休取得目標や「子ども出生時における父親の連続休暇の取得」や「年間超過労働時間の削減」などが数値目標と共に決められています。各市町の教育委員会は計画に参加しているのですから、学校現場にも適用すべきです。

#### 今すぐ実現できるJIT

県内でも、月や週に1度の定時退校日を決めている学校があります。知多地域にも少しずつ増えてきました。

また、知多地域のある学校では、成績をつける時期や授業後に研修のあ

います。労働法規を遵守しようとする意識を学校長がもてば、各校独自ですぐにでも行えることです。

知教労は、設立以来、労働法制の実現をするよう各教育委員会に要請しています。若い教師が増えている現場では、特定事業主行動計画の周知と目標数値に近づけるようにすることが幸せな家庭をもつ職員を増やすことにつながります。

今まで知教労や愛教労が訴えてもなかなか重い腰を上げませんでしたが、法を守り、それを通して私たちの生活をより豊かに充実させることを、職場で、組合で、実現させていきましょう。

### 北から南から ~支部だより~

知教労は、本年度も5市5町の、「割り振り」と「出勤退勤時間」がどのように記録され運用されているか、情報公開の制度を使い、実態調査を行いました。ここでは、武豊町、美浜町、南知多町の実態について報告します。

まず、普段の勤務時間の割り振りについてです。3町ともすべての学校で、個人の割り振り変更記録簿があり、修学旅行・林間学校・職員会議・交通当番・指導部会などが割り振りの対象になっていました。中には、相撲大会・日食指導・海がめ隊・盆踊り・水かけなど各校の実態に合わせて割り振られていたものもありました。衣浦小・内海小・豊浜中で、記録用紙(記録簿)はあっても全員未記入、奥田小・富貴中では記録用紙すらないという昨年度の実態から比べて大きく改善されました。また、割り振り分の消化は、夏休みにとるとというのが現状でしたが、きちんと消化しきれない学校も多々ありました。

次は、出退勤時間の記録簿についてです。3町ともパソコンによって、超過時間合計数が計算される形式で行われていました。昨年度は超過時間数が計上されない学校が2校ありましたが、改善されていました。1ヶ月で100時間を超える勤務をした職員は、中学校に多くいました。

4年前に調査を始めた頃の、「割り振り簿なし、あっても記入なし。出退勤簿なし、あっても手書き」という実態からは大きく改善されました。実態調査をもとに知教労が町教委と話し合いをしてきた成果です。今後も、割り振りを確実に行う、超過勤務を減らすなどの改善に向けた運動を進めていきます。(S)



知り合いの若い教師から、掃除や給食の当番のことで相談をもちかけられた。今まで彼女の学級では、仕事を細分化して割り振り、一人一人の仕事が一目瞭然

でわかる表を掲示して当番活動を行ってきたそうである。たとえば、教室掃除のほうきを使うのはAとB、床を拭く乾いたぞうきんを使うのはC・D・Fといったふうになる。この方法であれば、それぞれが自分の仕事に責任をもち、スムーズに当番活動を遂行できるというわけである。ところが、実際には、自分の仕事を済ませると机運びの子が少ない人数で必死に机を運んでいるのを横目にしながら、ほうきをもっておしゃべりしたり、さっさと遊びに行ったりする子が続出し、トラブル続きで困っているというのである。低学年であれば仕事をある程度割り振らなければ、子ども達は混乱するであろうが、高学年であれば、掃除の方法や仕事の割り振りを話し合っ

て決めることは可能はずである。▼子どもたちが話し合いでルールを作っていくのには、たくさんの時間と教師の忍耐が必要となり、物理的にも精神的にもそのような余裕がないのが現状である。しかし、予期しないトラブルが生

活のなかで発生するのは当たり前のことである。子どもの将来を考え、成長段階に合わせて、話し合

わせたり考えさせたりして、解決の道を探らせ学び合う機会とした

いものである。(S)

# データで見る教員の実態 第30回

# 知ってるつらい・Q&A

## 公務員は労働災害とは言わない？治療費はどこが負担？

### 『17道県1市』

今回は、教員の負担軽減に取り組んでいる道と県、市の数です。何かといえば、「教員の勤務負担軽減に関する教育委員会における取組事例」を文科省が今年5月に調査し、取り組んでいる自治体を紹介したものです。文科省もやっとやる気を出してきたようです。

その内容をほんの一部だけ紹介します。

- ・部活動休止日を週に1度設定する。(北海道)
- ・経営コンサルタントの協力で業務改善に取り組む。(青森)
- ・校務の見直しスタッフ会議で効率化へ取り組む。(茨城)
- ・学期末に4日間の5時間授業日を設定する。(茨城)
- ・学校の実情に応じて作品応募の可否を判断する。(栃木)
- ・第1・3日曜日には、部活動(練習及び練習試合)を行わない。(栃木)
- ・学校種ごとに、初任者研修の内容の見直しを図る。(埼玉)
- ・18:00までに職員全員が退勤し、家族との会話の時間を増やす。(新潟)
- ・管理職は、命令によらない時間外の業務が行われている実態の把握に努める。(富山)
- ・県の調査の重複を確認し、削減する。(長野)
- ・休業中の早めの退勤を推進する。(熊本)

などなど具体的な内容にあふれています。

残念ながらというべきか、もちろんというべきか、愛知県教委は取組事例には上がっていません。しかし、1面記事にもあるように、少しずつの進歩はあります。諦めないで働きかけ続けることが重要です。

**Q** 先日、職場でケガをしまい、労災の手続きをしました。その中で「公務員の場合は、正式には労働災害ではなく、公務災害という」という話題が出ました。労働災害と公務災害って違いがあるのでしょうか。

また、わたくしの治療費は、任命権者の県が負担したのでしょうか。それとも学校の設置者である市が負担したのでしょうか。

**A** ご存じの通り、私たち労働者は、業務や通勤上で発生したけが、疾病、障害、死亡などの災害に対しては補償を受けます。この仕組みを定めた法律が『労働者災害補償保険法(労災法)』です。ところが労災法には、確かに「国の直営事業及び官公署の事業については、この法律は適用しない」と書いてあります。すなわち公務員には適用されません。公務員には別に『地方公務員災害補償法』『国家公務員災害補償法』という法律があります。

公務員の法律は、労災法ではっきりしていなかった議員や首長などの特別職への適応、行政職、教員、警察官等、各種公務員の統一的な補償、民間労働者との均衡を図るため、1967年(昭和42年)に制定されました。したがって、手続き上は、おっしゃるとおり『労働災害』ではなく、『公務災害』と言います。

また、この法律により災害を補償するため、地方自治体が負担金を出し合って補償基金が作られており、治療費等はこの基金から出されます。



## 教科書展示会に参加して

7月の下旬に教科書展示会に行ってきた。算数の教科書も出版会社が違ふとこんなにも違ふんだということに気づきました。また、現場の先生は教科書をそのまま教えないにしても、少なからずその影響を受けます。特に少人数で実施の時は同一教材を選ばざるを得ません。それ故、教科書選択には十分に配慮しなくては、いけないことだと思っています。

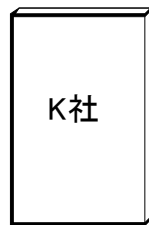
3年わり算の入り方と4年面積の公式の導入を例にして、K社とT社を対比して示します。みなさんは、どう感ぜられますか。

### ◎3年わり算

- 1人分の数をもとめる計算
- 何人に分けられるかをもとめる計算
- 何倍かをもとめる計算

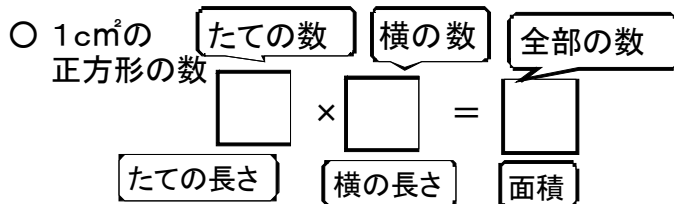


- △ 3人に分ける
- △ 3こずつわかる
- △ 倍とわり算



コメント: ここはわり算が最初に登場する極めて重要なステップです。わり算を学習することによってどんな有用な事を学べるのかを意識して、学習を進めなくてはなりません。そこで、T社は「〇〇をもとめる計算」と題して展開しています。ところが、K社はタイトルが曖昧で、子どもによっては、混同してしまうし、違いがわかりにくくなっています。私は、より具体的なT社が良いと思っています。

### ◎4年 面積の公式の導入



長方形の面積 = たて × 横  
= 横 × たて

△ 左のような式はなく、『長方形や正方形の面積は、たてと横の長さが何cmかはかり、その数をかけ合わせて求めることができます。』

長方形の面積 = たて × 横

コメント: 長方形の面積を求める公式をまとめる部分の著述です。T社もK社も1cm<sup>2</sup>の個数に着眼することは同じですが、T社の場合は、この公式が導入される段階においても、1cm<sup>2</sup>の個数を意識し、展開されています。ところが、K社の場合、その著述が曖昧になり、個数を求めるものから「長さ × 長さ」に突然飛んでしまいます。また公式もたて × 横と横 × たて が並列に表され、横 × たても対等に受け入れている所が良いと思います。